

一燈仏子寺仏子聖地霊園使用規則 平成二十六年一月二十七日改定

(趣旨)

第一条 一燈仏子寺(以下当山という。)は、教義の布教を第一義とする宗教法人です。当山は、埼玉県知事により公益事業として霊園墓地の経営を行うことを認証されており、一燈仏子寺仏子聖地霊園及び新光墓苑(以下当山霊園という。)を自ら管理運営しております。当山霊園を使用する者(以下使用者という。)は、本規則の定めるところにより書面による使用承諾を受け、本規則を遵守しなければならないものとします。

(使用目的)

第二条 当山霊園は、墳墓・石碑形像類、納骨堂及びそれらに関連する施設の建立、先祖・親族及び故人に対する法要又は祭祀等を執り行うことその他、当山護持の為に供することを目的とし、それ以外の目的には使用できません。

(使用者資格及び使用条件)

第三条 当山霊園は、宗教・宗旨・宗派・国籍を問わず、使用することができます。但し、使用者及び継承者は、信仰心を有し、宗教的慣習を尊び、個々に名号等を授かり、且つ、供養・年忌法要等の祭祀の執行を肯定される方に限ります。(細則第二条参照)

(2) 反社会的勢力に属する者の使用はお断りします。また、使用者は、反社会的勢力に自己の名義を利用させることはできません。

(墓地使用承認証の交付等)

第四条 使用者にならうとする者は、墓地使用申込書その他必要な書類を当山霊園管理事務所(以下管理事務所という。)に提出し、当山霊園の管理責任者(以下管理者という。)が、これに対する承認をした後、別途、永代使用料及び管理料を管理事務所に納め、墓地使用承認証の交付を受けるものとします。(細則第四条参照)

(2) 墓地使用承認証の記載事項に変更が生じた場合、速やかに管理事務所に届け出て訂正するものとします。

(3) 墓地使用承認証を紛失又は汚損した場合、所定の書類に再交付手数料を添え、墓地使用承認証の再交付を受けることができます。

(永代使用料)

第五条 使用者は、墓地使用承認証の交付を受けるに際し、当山所定の永代使用

料を納めるものとします。

(管理料)

第六条 使用者は、当山所定の管理料(事務管理及び境内地等霊園内共用部分の清掃・環境整備等に要する諸経費)を、管理事務所の請求に基づき一ヶ年毎に一ヶ年分前納するものとします。

(2) 二回目の請求より、実費を加算し請求します。(細則第六条参照)

第七条 既納の永代使用料及び管理料は、理由の如何にかかわらず、一切返還しません。

(管理料の改定)

第八条 諸物価の変動等の事由により管理料が著しく権衡を失した場合、当山管理事務所は、管理料の改定をすることができます。また、当山霊園の管理運営に係る法令等の改定に伴い、管理料の改定が必要な場合も同様とします。

(2) 管理料を改定する場合、管理事務所は、事前に当山霊園の掲示板に掲示し、併せて使用者へ書面により通知します。

(専有墓域内の管理)

第九条 使用者が専有する墓域(以下当該墓域という。)内における事物の管理は、全て使用者の責任で行うものとします。

(2) 使用者が当該墓域内の塔婆、供花の撤去、植木の手入れ、清掃等管理を怠ることにより、当山霊園内の景観を著しく損なう状態を惹起し又は他の使用者からの苦情等を継続して放置した場合には、管理事務所は、当該使用者に対し、清掃を実施し当山霊園の景観を回復するよう、書面により履行期間を定めて催告することができるものとします。

(3) 前項の催告にもかかわらず、使用者が履行期間内に清掃を実施しない場合には、管理事務所は指定業者に依頼して当該墓域の清掃を実施し、その費用を当該使用者に対し請求することができるものとします。

(霊園内の工事)

第十条 当山霊園内において、墓碑・囲障の設置等、工事を行う場合、使用者は、事前に管理事務所へ所定の施工届を提出し、当山霊園の承認を受けるものとします。

(2) 工事の施工は、当山霊園の指定石材店に限り、行うことができます。

(3) 石碑及び囲障等の付属品を他所から持ち込むことは、原則として認められません。但し、格別の事由のある場合には、当山霊園との協議によりこれを認めることもあり得ます。

(設備の設置基準)

第十一条 当山霊園墓域内の墓碑、囲障その他の設備の設置について、当山霊園の承認を受けると同時に、次の各基準を満たすものとします。

ア、墓域に囲障を設け、区画を明確にし、囲障の材質は、花崗岩(御影石)とします。

イ、園路の地盤面から左記設備の最高部までの高さは、各設備について次の様に基準を定めます。

囲障の高さは、原則として、〇.八m以内とする。

墓碑等の設備の高さは、二.五m以内とする。

盛土の高さは、〇.三m以内とする。

植樹の高さは、二.五m以内とする。

(埋改葬)

第十二条 埋葬又は改葬をする場合、使用者又は継承予定者は、事前に管理事務所へ連絡し、所轄行政庁発行の埋改葬許可証及び当山発行の使用承認証を添えて、管理者へ届け出るものとします。

(2) 管理者の許可がなければ、納骨をすることができません。(細則第十二条参照)

(3) 当山霊園においては、工事を行わずに埋葬又は改葬をすることはできません。

(4) 当山霊園においては、死体(死胎を含む。)を埋葬又は改葬することはできません。

(埋改葬者)

第十三条 当山霊園においては、使用者、その配偶者並びに使用者の直系血族である父母及び二親等内の直系卑属に限り、埋改葬することができるとします。但し、細則の定めにより、それら以外の親族を埋改葬することができます場合もあります。(細則第十二条参照)

(使用承諾の取消し等)

第十四条 使用者又はその使用権を継承する者(以下、継承者という。)において、信仰心又は故人に対し供養する意志がなく、年忌法要等の祭祀を否定し、又は、反社会的、暴力的活動を伴う等、特異な宗教団体に属する事実が判

明した場合、契約内容の如何を問わず、当山は、その者の使用承諾を取消し又は使用権継承を拒絶することができるものとします。

(2) 当山霊園の運営の主旨に相反すると思われる使用者又は埋葬予定者の親族については、墓地使用及び墓地使用権の継承を制限できるものとし、当山責任役員会議の協議によりその可否を判断することといたします。

(使用権の譲渡禁止)

第十五条 使用者は、その墓地使用権を第三者に対し譲渡し又は転貸することができません。但し、管理者が格別の理由があると認め事前承諾した場合、第三者に対し譲渡し又は転貸することができるとします。

(契約解除)

第十六条 管理者は、左記の各号に該当する場合、催告及び通知なくして、直ちに当山霊園使用契約を解除することができるものとします。

ア・使用者の死亡後、想定外の事由により墓地使用権の継承者が存在しない場合。

イ・使用者及びその親族が所在不明となつてから一ヶ年を経過し、且つ、何らの連絡が無い場合。

ウ・使用者が、二ヶ年以上に亘り、管理料を滞納した場合(裁判係属中の事案も含む)。

エ・使用者が、使用承諾を受けた目的以外に使用した場合。

オ・使用者が、第十五条に違反し、当山霊園管理責任者の書面による事前承諾なく第三者に譲渡又は転貸した場合。

カ・使用者及びその親族が、恣意的又は故意に当山霊園の規則及び慣習に抵触する行為をした場合、又は、その事実が判明した場合。

キ・その他、本使用規則に著しく違反した行為をした場合。

(取消し又は解除に伴う措置)

第十七条 前条ア・により当山霊園使用契約が解除された場合に、なお、当該墓地内に遺骨が残留されているときは、管理者は、当該遺骨を「一燈陵」に仮安置し、一ヶ年が経過した後、合祀墓へ改葬するものとします。管理者が、一燈陵使用規則に則り、毎月の供養及び祭祀を行います。当山霊園は、供養及び祭祀に係る諸費用請求権を有し、使用者又は継承者に遺骨を返還する場合には、これに伴う諸費用を請求します。

(2) 第十四条により使用承諾を取り消した場合及び前項に該当するときは、除く前条各号により当山霊園使用契約が解除された場合には、一燈陵への

- 仮安置及び合祀墓への改葬は行いません。その場合、管理者は、使用者又はその継承者へ遺骨及び埋葬物を返還し、これに伴う諸費用を請求します。
- (3) 使用承諾が取り消され又は使用契約が解除された場合、使用者及びその利害関係者等は、管理者が当該墓域を新たに第三者に使用承諾しても、異議を申し立てることができません。

(墓地使用権の継承)

第十八条 墓地使用権を継承できる者は、使用者の配偶者及び直系親族に限り、但し、当山責任役員会議の承認がある場合は、使用者の直系親族以外の者が継承できるものとします。

- (2) 継承者は、一人とし、原則として、使用者が書面により指名した者とし、使用者が継承者を指名しないで死亡した場合は、相続人の協議により決めるものとします。

- (3) 墓地使用権を継承する場合、使用者又は継承者は、第四条の規定に準じ、継承に必要な書類に別途定めた継承手数料を添えて管理事務所へ提出し、当山霊園の承認を受ける必要があります。

(墓地の返還)

第十九条 墓地使用が不要になったとき、又は使用承諾の取消し若しくは使用契約の解除があったとき等、使用者が墓地を返還する場合には、使用者は、速やかに墓地使用承諾証及び印鑑証明書を管理事務所へ提出し、管理者の承諾を得て、抜魂供養の上、更地に復するものとします。

- (2) 使用者が正当な理由なく墓地を返還すること又は更地に復することを拒否した場合、管理者は、使用者に通知して、遺骨を一燈陵に移設し、二ヶ年が経過した後、合祀墓に改葬できるものとします。副葬品は、使用者又はその継承者死にて返還することを原則とし、それが困難なときは、管理者が任意に定める場所へ移設できるものとします。

- (3) 墓地を更地に復する費用及び前項の諸費用は、使用者又は継承者が負担するものとします。

(不可抗力による損害の責任)

第二十条 当山霊園は、天変地異等不可抗力に起因する損害等については、一切の責任を負いません。

(開閉園時間)

第二十一条 当山霊園の開閉園時間は、原則として、毎日午前九時より午後五時迄とします。但し、時節により変更することがあります。

(本規則に定めなき事項)

第二十二条 本規則に定めなき事項のうち、喫緊に対処すべき事案が生じた場合には、当山責任役員会議を開催し、関係法令又は宗教的慣習等に従い、協議のうえ議決し、対処します。

(規則の改定)

第二十三条 宗教法入法及び墓地埋葬法等に関する法律その他の関連法令が改定された場合、必要に応じ、当山責任役員会議の議決により、本規則を改定するものとします。また、当山が特に必要であると認めた場合も同様とします。

(管理運営)

第二十四条 当山は、教義の布教活動を第一義とし、使用者又は葬家からの仏事、年忌法要等の依頼による浄財をもって管理運営の原資としております。当山霊園は、公益事業霊園として認証され、使用者に対し一切寄付を求めない管理運営を使命としております。

- (2) 使用者又は埋葬予定親族にご不幸が生じた場合には、通夜、葬儀式等の日程について、必ず、「墓守寺」である当山の管理事務所死にてご一報いただくこととします。当山管理事務所においても、ご相談により、急な通夜、葬儀式等のご依頼を承ります。

(個人情報保護)

第二十五条 当山霊園が保管する使用者等の個人情報は、当山霊園の管理運営の目的以外には利用しません。

仏子聖地霊園使用規則 (細則) 平成二十六年一月二十七日、改定

第二条 「名号等」とは。

佛教における戒名・法名、神道における神号・諱号、キリスト教における洗礼名・クリスチャンネーム等、宗教上の称号をさします。

第四条 その他必要な書類について。

1. 日本国籍を有する者は、本籍地記載の住民票(三ヶ月以内に発行されたもの)をご提出ください。
2. 外国籍者は、在留期限記載の外国人登録証、在留カード若しくは住民票(三ヶ月以内に発行されたもの)を管理事務所へ提示ください。管理事務所においてコピーをとり保管し、原本は返却します。在留期限経過後には、その更新した書類の提示と共にコピーを提出していただきます。

第六条 管理料支払方法等について。

1. 管理料の支払期限は、毎年三月二十日とします。
2. 支払方法は、使用者の口座より管理事務所が指定する金融機関の口座へ入金するものとします。(引落し手数料等は、使用者の負担とします。)
3. 支払期限経過後、支払いを確認できない場合、再請求に係る諸費用を使用者に負担していただきます。支払方法は、使用者が直接管理事務所へ持参するか、現金書留若しくは銀行振込みにより支払うものとします。

第九条

1. 管理事務所は、当山所定の料金により、使用者からの供花、下花、植木の剪定、清掃等のご依頼を承ります。
2. 塔婆、供花等の撤去については、管理事務所が、使用者に連絡のうえ、年忌期間経過後に行います。これについて、使用者は異議を申し立てることはできないものとします。

第十二条 管理者による納骨の許可について。

管理者は、埋改葬の届出をした使用者又は継承者が納骨に係わる当事者として、信仰心、供養心、祭祀を行う意志を有するか否かを確認し、これらに有すると管理者が認める場合に限り、納骨を許可します。

第十三条

1. 配偶者の直系血族である父母については、管理者が諸事情を考慮し、埋改葬を承認する場合があります。事前に管理事務所へご相談ください。
2. 配偶者の直系血族である父母以外の親族の埋改葬については、使用者又は継承予定者の要望に基づき、当山責任役員会議を開催し、協議のうえ承認の可否を議決するものとします。

以上